

厚生労働省発雇児0417第2号

平成27年4月17日

都道府県知事  
各 政令市市長 殿  
特別区区長

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正され、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（政令市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

## 別 紙

### 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

#### (通則)

- 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助  
厚生省  
金等交付規則（平成12年 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定  
労働省  
めるところによる。

#### (交付の目的)

- この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること及び小児慢性特定疾病に罹患している児童の健全育成を図ることを交付の目的とする。

#### (交付の対象)

- この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
  - 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業
  - 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業
  - 都道府県等が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業
  - 都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業

#### (交付額の算定方法)

- この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - 3のうち市町村が行う（4）を除く事業
    - 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業

ア (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1～2に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保し、又は廃棄に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加し

た財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (9) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る間接補助を受けた場合には、当該概算払いを受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(1)から(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (12) 3の(4)の妊娠・出産包括支援事業のうち、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限り交付対象とする。

#### (申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 都道府県がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事は、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (3) 指定都市及び中核市がこの補助金の交付を受ける場合

指定都市及び中核市の長は、別紙様式第2-2による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものと

する。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

- 9 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

- 10 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(概算払)

- 11 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第3-3による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (2) (1)以外で都道府県が補助金の交付を受けた場合

都道府県知事は、別紙様式第3-1による報告書を翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (3) 指定都市及び中核市が補助金の交付を受けた場合

指定都市及び中核市の長は、別紙様式第3-2による報告書を翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行

うものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により、4、7、8及び12に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	<p>1 都道府県あたり15,900,000円</p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、15,900,000円×事業月数/12とする。</p>	<p>子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	2分の1
	生涯を通じた女性の健康支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 健康教育事業 45,800円×実施月数</p> <p>2 女性健康支援センター事業（相談担当者に対する研修を含む。） 160,500円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、着信短縮ダイヤル（#ダイヤル）を設置する場合は 16,000円×実施月数を加算。</p> <p>3 不妊専門相談センター事業（相談担当者に対する研修を含む。） 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は60,600円を加算。</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,489,000円</p>	<p>生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	2分の1
	不妊に悩む方への特定治療支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 助成費 特定不妊治療 (1) 150,000円×実施件数 (2) 75,000円×実施件数 ※(2)については、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱別添6のC及びFの治療内容に限る。</p> <p>2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数</p>	<p>不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、〔消耗品費、印刷製本費〕、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	2分の1

	(3) 医療機関旅費 6,940円×か所数		
妊娠・出産包括支援事業	<p>○市町村事業</p> <p>※以下1及び2の事業については子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限る。</p> <p>1 産前・産後サポート事業 11,133,600円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,133,600円×実施月数/12とする。</p> <p>2 産後ケア事業 24,273,500円を加算 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,273,500円×実施月数/12とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合</p> <p>※本事業のみの実施も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産前・産後サポート事業 3,240,000円</li> <li>・産後ケア事業 7,560,000円</li> </ul> <p>○都道府県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産包括支援推進事業 1,380,700円</li> </ul>	妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費	2分の1



## 平成 年度 母子保健衛生費国庫補助金調書

補助事業者名

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補 助金相当額	支 出 済 額	うち国庫補 助金相当額	
母子保健衛生対策費	円			円	円		円	円	円	円	
16 母子保健衛生費 補助金											

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 なお、歳出にあつては国庫補助金（事業費）に対応する経費の配分を目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- |   |                                     |   |   |          |
|---|-------------------------------------|---|---|----------|
| 1 | 国庫補助金申請額                            | 金 | 円 |          |
|   | 都道府県分                               | 金 | 円 |          |
|   | 市町村分                                | 金 | 円 |          |
| 2 | 国庫補助金所要額調書                          |   |   | [ 様式 1 ] |
| 3 | 国庫補助金所要額市町村別内訳書                     |   |   | [様式 2-1] |
|   | (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ添付すること。) |   |   |          |
| 4 | 添付書類                                |   |   |          |
|   | (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本                |   |   |          |
|   | (2) その他参考資料                         |   |   |          |

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長  
特別区区長



平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
  
- 2 国庫補助金所要額調書 [様式1]
  
- 3 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
  
  
- 2 国庫補助金所要額調書 [様式 2-2]
  
  
- 3 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書

市町村名

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う妊娠・出産包括支援事業である。
- 2 この補助金の交付決定額は、次のとおりである。

交付決定額	金	円
-------	---	---
- 3 この補助金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。

「母子保健衛生費国庫補助金について」（平成26年5月30日厚生労働省発雇児0530第3号）の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について


標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

なお、母子保健衛生費補助金の妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- |   |                                 |   |   |          |
|---|---------------------------------|---|---|----------|
| 1 | 国庫補助金精算額                        | 金 | 円 |          |
|   | 都道府県分                           | 金 | 円 |          |
|   | 市町村分                            | 金 | 円 |          |
| 2 | 国庫補助金精算額調書                      |   |   | [ 様式 3 ] |
| 3 | 国庫補助金精算額市町村内訳書                  |   |   | [様式 4-1] |
|   | (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ該当。) |   |   |          |
| 4 | 添付書類                            |   |   |          |
|   | (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本      |   |   |          |
|   | (2) その他参考資料                     |   |   |          |

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長  
特別区区长 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

1 国庫補助金精算額 金 円


2 国庫補助金精算額調書 [ 様式3 ]

3 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (2) その他参考資料

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

1 国庫補助金精算額 金 円

2 国庫補助金精算額調書 [様式 4-2]

3 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (2) その他参考資料



平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書

市町村名

平成 年 月 日第 号で交付決定の通知をした平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が次のとおり確定されたので通知する。

なお、超過交付となった母子保健衛生費国庫補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することになったので、あわせて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

母子保健衛生費国庫補助金	交付確定額	金	円
	返還額	金	円

様式1 国庫補助金所要額調書

都道府県（政令市・特別区）名

種 目	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (①-②)	基準額	国庫補助 基本額	要国庫補助額 (⑤×補助率)
	①	②	③	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療ネットワーク事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
不妊に悩む方への特定治療支援事業						
妊娠・出産包括支援 事業（市町村分）	1・2事業					
	3事業					
	小計					
妊娠・出産包括支援事業（都道府県分）						
合 計						

(注1) ⑤欄「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

- ・③と④とを比較して少ない方の額
- ・妊娠・出産包括支援事業（市町村分）については、政令市及び特別区が実施する場合のみ記載すること。

(注2) 事業内訳の1・2については1産前・産後サポート事業、2産後ケア事業についての合算を記載すること。  
3については、3妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合に記載すること。

様式 2 - 1 国庫補助金所要額市町村別内訳書

妊娠・出産包括支援事業

都道府県名

区分 市町村名	事業内訳	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (①-②)	基準額	国庫補助 基本額	要国庫補助額 (⑤×補助率)	備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	
		円	円	円	円	円	円	
	1・2事業							
	3事業							
小計								
	1・2事業							
	3事業							
小計								
	1・2事業							
	3事業							
小計								
	1・2事業							
	3事業							
小計								
	1・2事業							
	3事業							
小計								
計								

(注1) この表は、市町村長から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。

(注2) 事業内訳の1・2については1産前・産後サポート事業、2産後ケア事業についての合算を記載すること。

3については、妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合に記載すること。

様式 2 - 2 国庫補助金所要額調書

市町村名

種 目	事業内訳	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (①-②)	基準額	国庫補助 基本額	要国庫補助額 (⑤×補助率)	備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	
妊娠・出産包括支援事業	1・2事業	円	円	円	円	円	円	
	3事業							
計								

(注1) 事業内訳の1・2については1産前・産後サポート事業、2産後ケア事業についての合算を記載すること。  
3については、妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合に記載すること。

(注2) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
・③と④とを比較して少ない方の額

様式3 国庫補助金精算額調書

都道府県（政令市・特別区）名

種 目	対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 (①-②)	基準額	国庫補助 基本額	要国庫補助額 (⑤×補助率)	交付決定 額	国庫補助金 受入額	差引過(△) 不足額 (⑧-⑥)	備 考
	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	
子どもの心の診療ネットワーク事業										
生涯を通じた女性の健康支援事業										
不妊に悩む方への特定治療支援事業										
妊娠・出産 包括支援事 業（市町村 分）	1・2事業									
	3事業									
	計									
妊娠・出産包括支援事業（都道府県分）										
合 計										

(注1) ⑧欄「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

- ・③と④とを比較して少ない方の額
- ・妊娠・出産包括支援事業（市町村分）については、政令市及び特別区が実施する場合のみ記載すること。

(注2) 事業内訳の1・2については1産前・産後サポート事業、2産後ケア事業についての合算を記載すること。

3については、3妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合に記載すること。

様式4-1 国庫補助金精算額市町村別内訳書

妊娠・出産包括支援事業

都道府県名

市町村名	区分	事業内訳	対象経費の	寄付金その	差引額	基準額	国庫補助	要国庫補助	交付決定額	国庫補助金	差引過(△)	備考
			支出予定額	他の収入額	(①-②)		基本額	額 (⑤×補助率)		受入額	不足額 (⑧-⑥)	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		1・2事業										
		3事業										
		小計										
		1・2事業										
		3事業										
		小計										
		1・2事業										
		3事業										
		小計										
		1・2事業										
		3事業										
		小計										
		1・2事業										
		3事業										
		小計										
		計										

(注1) この表は、市町村長から提出された様式4-2による精算額に基づいて作成すること。

(注2) 事業内訳の1・2については1産前・産後サポート事業、2産後ケア事業についての合算を記載すること。3については、妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合に記載すること。

様式4-2 国庫補助金精算額調書

種 目	事業内訳	市町村名									備 考
		対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥	交付決定額 ⑦	国庫補助金 受入額 ⑧	差引過(△) 不足額 (⑧-⑥) ⑨	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
妊娠・出産包括支援事業	1・2事業										
	3事業										
	計										

(注1) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

- ・③と④とを比較して少ない方の額

(注2) 事業内訳の1・2については1産前・産後サポート事業、2産後ケア事業についての合算を記載すること。

3については、妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合に記載すること。

別 紙 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業 <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</u></p> <p><u>(3) 都道府県等が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの</p>	<p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること及び小児慢性特定疾病に罹患している児童の健全育成を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p><u>(2) 都道府県、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める保健所を設置する市（以下「政令市」という。以下同じ。）及び特別区が行う療育指導事業</u></p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援モデル事業</u></p> <p>(5) 市町村が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p><u>(6) 指定都市及び中核市が行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活給付用具事業に対して都道府県が補助する事業。</u></p> <p><u>(7) 都道府県等が行う慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業</u></p> <p><u>(8) 都道府県等が行う小児慢性特定疾病医療事務費</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるもの</p>



新	旧
<p>のとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業  ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業  ア (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1～2に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  (4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>とする。</p> <p>(1) 3のうち(5)及び(6)を除く事業  ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(2) 3のうち(5)の事業  ア (5)の事業のうち母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1～3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  (5)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(3) 3のうち福祉事務所を設置していない町村が行う事業に対して都道府県が補助する(6)の事業  ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。  イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める「福祉事務所を設置していない町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業」の補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(4) 3のうち市(政令指定都市・中核市を除く。)及び福祉事務所を設置している町村が行う事業に対して都道府県が補助する(6)の事業  ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方を選定する。  イ アにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(5) 3のうち指定都市又は中核市が行う(6)の事業  別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>

新	旧
<p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(11)(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(12) 3の(4)の妊娠・出産包括支援事業のうち、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限り交付対象とする。</u></p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県がこの補助金の交付を受ける場合 都道府県知事は、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 指定都市及び中核市がこの補助金の交付を受ける場合 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第2-2による申請書を毎年度7月</p>	<p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。<u>ただし、3の(6)のみ実施する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(11)(略)</p> <p><u>(12) 3の(4)の事業を実施する市町村が、3の(5)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合、厚生労働大臣が認めた場合に限り交付対象とする。</u></p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第2-4による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>なお、平成26年度における3の(5)の事業については、都道府県知事は、別紙様式第2-2による申請書を平成27年2月27日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)以外で都道府県がこの補助金の交付を受ける場合</u> 都道府県知事は、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>なお、平成26年度における3の(8)の事業については、平成27年1月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(3) 指定都市及び中核市がこの補助金の交付を受ける場合 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第2-3による申請書を毎年度7月</p>

新	旧
<p>末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>9 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 (略)</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知)</p> <p>13 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行う</p>	<p>末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。  <u>なお、平成26年度における3の(8)の事業については、平成27年1月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u>  <u>また、平成26年度における3の(5)の事業については、平成27年2月27日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合(ただし平成26年度における3の(5)及び(8)の事業は除く)には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>9 都道府県知事は、3の(4)又は(5)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-5又は別紙様式第2-6により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 (略)</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知)</p> <p>13 都道府県知事は、3の(4)又は(5)の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行う</p>

新	旧
<p data-bbox="118 167 259 196">ものとする。</p> <p data-bbox="103 269 286 298">(補助金の返還)</p> <p data-bbox="87 306 208 335">14 (略)</p> <p data-bbox="103 408 208 437">(その他)</p> <p data-bbox="87 445 208 474">15 (略)</p>	<p data-bbox="1160 167 1435 196">通知を行うものとする。</p> <p data-bbox="1144 236 1328 264">(補助金の返還)</p> <p data-bbox="1128 272 1249 301">14 (略)</p> <p data-bbox="1144 375 1249 403">(その他)</p> <p data-bbox="1128 411 1249 440">15 (略)</p>

新					旧				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	生涯を通じた女性の健康支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 健康教育事業 45,800円×実施月数</p> <p>2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) <u>160,500円</u>×実施月数</p> <p>ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(#ダイヤル)を設置する場合は <u>16,000円</u>×実施月数を加算。</p> <p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数</p> <p>ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は<u>60,600円</u>を加算。</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり<u>1,489,000円</u></p>	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1		生涯を通じた女性の健康支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 健康教育事業 45,800円×実施月数</p> <p>2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) <u>159,400円</u>×実施月数</p> <p>ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(#ダイヤル)を設置する場合は <u>15,900円</u>×実施月数を加算。</p> <p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数</p> <p>ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は<u>60,500円</u>を加算。</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり<u>1,477,000円</u></p>	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		妊娠・出産包括支援モデル事業	<u>1市町村あたり40,516,000円</u>  ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>40,516,000円×事業月数/12とする。</u>	妊娠・出産包括支援モデル事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<u>2分の1</u>

新			旧		
<p>妊娠・出産 包括支援 事業</p>	<p><u>○市町村事業</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>※以下1及び2の事業については子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限る。</u></p> <p>1 産前・産後サポート事業 <u>11,133,600円</u> ※事業期間が<u>1年</u>に満たない場合は、<u>11,133,600円×実施月数/12</u>とする。</p> <p>2 産後ケア事業 <u>24,273,500円</u> ※事業期間が<u>1年</u>に満たない場合は、<u>24,273,500円×実施月数/12</u>とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合 ※本事業のみの実施も可能とする。</p> <p>・産前・産後サポート事業 3,240,000円 ・産後ケア事業 7,560,000円</p> <p><u>○都道府県事業</u> <u>・妊娠・出産包括支援推進事業</u> <u>1,380,700円</u></p>	<p>妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費</p> <p>2分の1</p>		<p>妊娠・出産 包括支援 事業</p> <p>1 <u>母子保健相談支援事業(必須事業)</u> <u>1市町村あたり3,522,000円</u> <u>※事業期間が2箇月に満たない場合は、3,522,000円×1/2とする。</u></p> <p>2 産前・産後サポート事業(<u>任意事業</u>) <u>を実施する場合は、1,855,000円を加算</u> ※事業期間が<u>2箇月</u>に満たない場合は、<u>1,855,000円×1/2</u>とする。</p> <p>3 産後ケア事業(<u>任意事業</u>) <u>を実施する場合は、4,045,000円を加算</u> ※事業期間が<u>2箇月</u>に満たない場合は、<u>4,045,000円×1/2</u>とする。</p> <p>4 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合 ※本事業のみの実施も可能とする。 <u>・母子保健相談支援事業</u> <u>3,240,000円</u> ・産前・産後サポート事業 3,240,000円 ・産後ケア事業 7,560,000円</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費</p> <p>2分の1</p>

新				旧				
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	小児慢性 特定疾病 児童日常 生活用具 給付事業	次により算出した額の合算額から用具 の給付を受けた者又はその扶養義務者 (世帯の生計中心者)の負担すべき額の 合算額を控除した額	日常生活用具給付等事 業に必要な需用費(消耗 品費)、備品購入費、扶 助費、使用料及び賃借料	2分の1 — 福祉 事務 所を 設置 して いな い町 村が 行う 事業 に対 して 都道 府県 が補 助す る事 業 3分 の2
					<u>(1) 便器</u> 4,450円×購入数			
					<u>(2) 特殊マット</u> 19,600円×購入数			
					<u>(3) 特殊便器</u> 151,200円×購入数			
					<u>(4) 特殊寝台</u> 154,000円×購入数			
					<u>(5) 歩行支援用具</u> (手すり、スロープ、歩行器等) 60,000円×購入数			
					<u>(6) 入浴補助用具</u> 90,000円×購入数			
					<u>(7) 特殊尿器</u> 67,000円×購入数			
					<u>(8) 体位変換器</u> 15,000円×購入数			
					<u>(9) 車いす(電動以外の場合)</u> 70,400円×購入数			
					<u>(10) 頭部保護帽</u> 12,160円×購入数			
					<u>(11) 電気式たん吸引器</u> 56,400円×購入数			
					<u>(12) クールベスト</u> 20,000円×購入数			
					<u>(13) 紫外線カットクリーム</u> 37,800円×購入者数			
					<u>(14) ネブライザー(吸入器)</u> 36,000円×購入数			
					<u>(15) パルスオキシメーター</u> 157,500円×購入数			

新				旧			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	慢性疾病 児童等 地域支援協 議会運営 事業	<u>1 都道府県等あたり</u> <u>280,000円</u>	慢性疾病児童等地域支 援協議会を開催するの に必要な需用費(消耗品 費、印刷製本費) 役務費 (通信運搬費、広告料) 、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費、旅費	<u>2分の1</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	小児慢性 特定疾病 医療事務 費	<u>次により算出された額の合計額</u> <u>1 定額分 277,000円</u> <u>2 対象児童分</u> <u>520円×対象児童数</u> <u>3 医療機関指導旅費</u> <u>1カ所あたり 1,300円</u> <u>4 登録管理費</u> <u>登録患者1人あたり 100円</u> <u>5 手帳交付費</u> <u>450円×手帳交付件数</u>	小児慢性特定疾病医療 費を支給するために必 要な、小児慢性特定疾病 審査会の運営並びに手 帳の作成及び交付に必 要な報酬、賃金、旅費、 需用費、役務費、委託料 、使用料及び賃借料、備 品購入費	<u>2分の1</u>
不妊に悩 む方への 特定治療 支援事業	次により算出された額の合計額 <u>1 助成費</u> 特定不妊治療 (1) 150,000円×実施件数 (2) 75,000円×実施件数 ※(2)については、母子保健医療対 策等総合支援事業実施要綱別添 6のC及UFの治療内容に限る。 <u>2 事務費</u> (1) 定額分 3,000,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,940円×か所数	不妊に悩む方への特定 治療支援事業に必要な 報酬、賃金、報償費、旅 費、需用費、〔消耗品費、 印刷製本費〕、役務費(通 信運搬費、広告料)、委 託料、使用料及び賃借 料、備品購入費、負担金、 補助及び交付金、扶助費	<u>2分の1</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>




新	旧
<p>別紙様式第1 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>別紙様式第2-1</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>なお、妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p> <p>1 国庫補助金申請 <span style="margin-left: 100px;"><u>金</u></span> <span style="margin-left: 100px;"><u>円</u></span></p> <p style="margin-left: 100px;"><u>都道府県分</u> <span style="margin-left: 100px;"><u>金</u></span> <span style="margin-left: 100px;"><u>円</u></span></p> <p style="margin-left: 100px;"><u>市町村分</u> <span style="margin-left: 100px;"><u>金</u></span> <span style="margin-left: 100px;"><u>円</u></span></p> <p>2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]</p> <p>3 国庫補助金所要額市町村別内訳書 [様式 2-1] (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ添付すること。)</p> <p>4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p>	<p>別紙様式第1 (略)</p> <p>別紙様式第2-1 (略)</p> <p><u>別紙様式第2-2</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>なお、妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p> <p>1 国庫補助金申請 <span style="margin-left: 100px;"><u>市町村分</u></span> <span style="margin-left: 100px;"><u>金</u></span> <span style="margin-left: 100px;"><u>円</u></span></p> <p>2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]</p> <p>3 国庫補助金所要額市町村別内訳書 [様式 2-3] (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ添付すること。)</p> <p>4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料</p>

新

別紙様式第2-2

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長  
特別区区长 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額 金 円

2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]


3 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

旧

別紙様式第2-3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長  
特別区区长 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額 金 円

2 国庫補助金所要額調書 [様式 1]


3 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

新

別紙様式第 2-3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額 金 円

2 国庫補助金所要額調書 [ 様式 2-2 ]

- 3 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

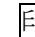
(削除)

旧

別紙様式第 2-4

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。



1 国庫補助金申請額 金 円

2 国庫補助金所要額調書 [ 様式 2-2・様式 2-4 ]

- 3 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

別紙様式第 2-5

(略)

新	旧
<p data-bbox="85 167 291 199"><u>別紙様式第2-4</u></p> <p data-bbox="913 199 1075 231">番 号</p> <p data-bbox="277 268 918 300">平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書</p> <p data-bbox="972 338 1075 370">市町村名</p> <p data-bbox="85 408 1106 542">平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、[(修正の場合) 第6条第3項の規定により修正のうえ]次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。</p> <p data-bbox="112 580 327 612">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="887 651 1106 683">都道府県知事 </p> <p data-bbox="89 721 1106 785">1 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う妊娠・出産包括支援事業である。</p> <p data-bbox="89 823 1106 893">2 この補助金の交付決定額は、次のとおりである。 交付決定額 金 円</p> <p data-bbox="89 963 1106 1136">3 この補助金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。 「母子保健衛生費国庫補助金について」(平成26年 5月 30日厚生労働省発雇児0530第3号)の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。</p> <p data-bbox="89 1174 1057 1206">4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p data-bbox="89 1244 1106 1308">5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。</p> <p data-bbox="89 1347 1106 1442">6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。</p>	<p data-bbox="1128 167 1335 199"><u>別紙様式第2-6</u></p> <p data-bbox="1957 199 2119 231">番 号</p> <p data-bbox="1321 268 1962 300">平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書</p> <p data-bbox="2016 338 2119 370">市町村名</p> <p data-bbox="1128 408 2159 542">平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、[(修正の場合) 第6条第3項の規定により修正のうえ]次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。</p> <p data-bbox="1155 580 1370 612">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="1930 651 2150 683">都道府県知事 </p> <p data-bbox="1128 721 2159 785">1 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う妊娠・出産包括支援事業である。</p> <p data-bbox="1128 823 2159 893">2 この補助金の交付決定額は、次のとおりである。 交付決定額 金 円</p> <p data-bbox="1128 963 2159 1136">3 この補助金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。 「母子保健衛生費国庫補助金について」(平成26年 5月 30日厚生労働省発雇児0530第3号)の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。</p> <p data-bbox="1128 1174 2096 1206">4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p data-bbox="1128 1244 2159 1308">5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。</p> <p data-bbox="1128 1347 2159 1442">6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。</p>

新	旧																														
<p>別紙様式第3-1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。          なお、母子保健衛生費補助金の妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 国庫補助金精算額</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">都道府県分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">市町村分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>2 国庫補助金精算額調書 <span style="float: right;">[様式3]</span></p> <p>3 国庫補助金精算額市町村内訳書 <span style="float: right;">[様式4-1]</span>          (注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援事業のみ該当。)</p> <p>4 添付書類          (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本          (2) その他参考資料</p>	1 国庫補助金精算額		金		円		都道府県分	金		円		市町村分	金		円	<p>別紙様式第3-1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。          なお、母子保健衛生費補助金の<u>妊娠・出産包括支援モデル事業及び</u>妊娠・出産包括支援事業については、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 国庫補助金精算額</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">都道府県分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">市町村分</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>2 国庫補助金精算額調書 <span style="float: right;">[様式3]</span></p> <p>3 国庫補助金精算額市町村内訳書 <span style="float: right;">[様式4-1]</span>          (注 市町村分をとりまとめた<u>妊娠・出産包括支援モデル事業及び</u>妊娠・出産包括支援事業のみ該当。)</p> <p>4 添付書類          (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本          (2) その他参考資料</p>	1 国庫補助金精算額		金		円		都道府県分	金		円		市町村分	金		円
1 国庫補助金精算額		金		円																											
	都道府県分	金		円																											
	市町村分	金		円																											
1 国庫補助金精算額		金		円																											
	都道府県分	金		円																											
	市町村分	金		円																											

新

別紙様式第3-2  
(略)

別紙様式第3-3  
(略)

別紙様式第3-4  
(略)

別紙様式第4  
(略)

旧

別紙様式第3-2  
(略)

別紙様式第3-3  
(略)

別紙様式第3-4  
(略)

別紙様式第4  
(略)